

申 入 書

令和 7 年 6 月 9 日

〒 0 0 3 - 0 8 6 1

札幌市白石区川下一条七丁目 2 番 1 0 号

株式会社キャットハウスみゅーみゅー

代表取締役 野月 忍 殿

〒 0 6 0 - 0 0 0 4

札幌市中央区北 4 条西 1 2 丁目 1 番 5 5 ほくろうビル 4 階

内閣総理大臣認定 特定適格消費者団体・適格消費者団体

特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道

理事長 松 久 三 四 彦

T E L 0 1 1 - 2 2 1 - 5 8 8 4

F A X 0 1 1 - 2 2 1 - 5 8 8 7

当法人は、消費者契約問題に関する調査、研究、消費者への情報提供等を通じて、消費者被害の未然防止を目的に、消費生活相談員、研究者、弁護士、司法書士など消費者問題に関する専門家により構成されている N P O 法人です(詳細は、当法人のウェブサイト*¹をご参照下さい。)

また、当法人は、平成 2 2 年 2 月 2 5 日からは平成 2 1 年 6 月に施行された「改正消費者契約法」に基づき、内閣総理大臣の認定を受け、差止請求関係業務（不特定かつ多数の消費者の利益のために差止請求権を行使する業務並びに当該業務の遂行に必要な消費者の被害に関する情報の収集並びに消費者の被害の防止及び救済に資する差止請求権の行使の結果に関する情報の提供にかかる業務）を

*¹ 当法人のウェブサイト <https://e-hocnet.info/>

行なう「適格消費者団体」としての活動を行っております。さらに、当法人は、令和３年１０月に消費者裁判手続特例法に基づく「特定適格消費者団体」に認定されたことで、従来の差止請求関係業務に加え、消費者の財産的被害を集団的に回復するための裁判を提起することが可能になりました。

現在、当法人では、消費者被害の相談について、情報提供等の多方面からの情報収集を行っており、広告等に不当な表示がないか、入手した契約書に消費者契約法の規定する不当な条項が含まれていないかなどを検討しております。

今般、当法人にて、貴社の契約書を拝見し、検討をさせていただきましたが、消費者契約法、その他の法令に照らして問題があると考えに至りましたので、貴社に対して、次のとおり申入をいたします。

第１ 明確でない契約条項の改善等の申入れ

契約書の内容には、趣旨が不明確な部分があります。事業者は、消費者契約の条項を定めるに当たっては、契約の内容が、「その解釈について疑義が生じない明確なもの」になるよう配慮するよう努めるべきとされています（消費者契約法３条１項１号）。

この観点から、次のとおり申入を行います。

１ 売買価格について

契約書には売買価格、消費税、諸費用の表示がありません、

売買価格は、売買契約の要素であって、表示が必要なものと考えます。また、消費税、諸費用についても契約内容について疑義が生じないよう、明確なものとすべきと考えますので、契約書に売買価格、消費税、諸費用の表示を明示するよう、修正を求めます。

２ 第２条について

所有権の移転時期が「契約完了後」とされていますが、「契約完了」は契約締結を指すのか引渡しを指すのか、また、「契約完了後」は、「契約完了時」

の意味なのか、「契約完了の後のどこかの時点」なのか、判然としません。

いずれの時期での移転を指すのか、所有権移転時期を明確にさせていただき、その時期を明記する修正を求めます。

3 「子猫のお渡し時期」に関する記載について

子猫のお渡し時期のについて、契約書各条項の下部に、「生後 60 日から 2 週間前後を目途としております」との記載がありますが、「生後 60 日の 2 週間前から 2 週間後」、すなわち 46 日から 74 日までの間を目途とするようにも解釈できます。しかしながら、出生後 56 日を経過しない猫の引渡しは禁止されていること（動物の愛護及び管理法に関する法律 22 条の 5）からすれば、もともとの意図は、74 日を目途とする趣旨と思われます。

また、この記載は、契約上の引渡義務が生じる時期の内容と解されるので、「目途」という記載についても明確化すべきと考えます。

これらの記載について、意味を明確にすべく、修正を求めます。

第 2 不当条項の使用中止または修正の申入

契約書には、次のとおり消費者契約法に抵触する不当条項があるものと考えます。よって、貴社に対し、次のとおり当該条項の使用中止または修正を申し入れます。

1 第 3 条について

契約書第 3 条に、「契約完了により、生体（子猫）が乙の希望に添う物であるという同意が甲乙間になされたものとする」と規定されていますが、同意の効果が不明確ですので、内容を明確にするよう求めます。

なお、仮に、この「同意」が、売主の契約不適合責任を一切免除する効果を有するとすれば、消費者契約法 8 条 1 項 1 号・2 号に抵触し、無効となりますので、意図していたのがかかる効果であるとするれば、本条項については使用中止を求めます。

2 第4条について

契約書4条に、「乙は甲に対し、いかなる理由があろうと、契約終了後に生体（子猫）の返品、交換、治療費等を含む損害の賠償などの行為を要求することはできない。」と規定されています。

これは売主の契約不適合責任、債務不履行責任を全部免除し、買主の履行請求権、解除権、損害賠償請求権の行使を放棄させる条項であり、消費者契約法8条1項1号・2号に抵触し、無効と解されます。

このため、本条項については、同条項に抵触しない形に修正をいただくか、使用中止を求めます。

3 第5条について

契約書第5条に、「引き渡し完了後に生体（子猫）にかかる飼育費用や怪我、病気等の治療費の全ては乙の負担とする」との規定があります。この文言からは仮に販売店（売主）から買主への引き渡し前の健康管理に問題があり、売主の注意義務違反による怪我、病気の治療費も買主がすべて負担し、売主は全部の損害賠償を一切負担しないように読めます。

売主に帰責性がある場合にも債務不履行責任の全部を免除する規定は、消費者契約法8条1項1号前段に抵触し、無効と解されます。

このため、本条項については、同条項に抵触しないよう修正をいただくか、使用中止を求めます。

4 第6条について

契約書第6条に、「販売時に判明できない病気や、奇形等の保障はできない。（例：陰睾丸、腹膜炎の場合）」との規定があります。「判明できない」というのがどのような場合を指すのか不明確ですが、「売主の主観」を基準に判明できない病気については全部を支払わず、解除もできないという意味の場合、消費者契約法8条1項1号後段、8条の2により無効と解されます。

このため、まず規定の意味を明確化する修正を求め、上記条項に抵触するのであれば当該条項を使用中止、あるいは修正を求めます。

5 第7条について

契約書第7条に、「同居動物等への治療費等の対応はできない」との規定がありますが、例えば引渡し前に売主の故意、過失により、引き渡した猫が感染症に罹患し、同居動物にも感染して被害が広がったような場合には、民法上売主に責任が発生すると思われるところ、当該条項は損害賠償の全部を免除する条項であって、消費者契約法8条1項1号に抵触し、無効と解されます。

このため、本条項については、使用中止、または同条項に抵触しないよう、修正を求めます。

6 第9条について

契約書第9条に、「甲乙間に問題が生じた場合は、当事者同士間で常識の範囲以内の誠実な話し合いによってのみ、その問題を解決する。」との記載がありますが、「誠実な話し合いによってのみ」というのが、訴訟を含む法的解決手段の行使を許さないものと読めます。

消費者は通常紛争が生じた場合は、裁判を受ける権利（憲法第32条）を有しており、この条項は不当に消費者の権利を制限し、信義則（民法1条2項）に反して消費者の権利を一方的に害するものとして、無効なものと解されます（消費者契約法10条）。

このため、本条項については使用中止、ないし同条項に抵触しないよう修正を求めます。

第3 ご回答等のお願い

本申入書第1記載、第2で指摘させていただいた各事項に対する貴社のお考えやご対応等を、令和7年7月31日までに文書にてご回答くださいますよう

お願いいたします。あわせて、貴社でご使用の重要事項説明書（動物の愛護及び管理法に関する法律 22 条の 5 参照）についても、ご使用しているもののご送付をお願いします。

なお、契約書については、最新のものがあれば、ご送付ください。

ご回答の有無及び内容につきましては、当法人の活動目的のため、公表させていただくことをあらかじめ申し添えます。

以 上